

議案第21号

北上市企業立地奨励条例の一部を改正する条例

北上市企業立地奨励条例（平成3年北上市条例第143号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（認定復興推進計画に定められた事業に係る固定資産税の課税免除）</p> <p>第4条 復興産業集積区域において、認定復興推進計画の認定の日から平成33年3月31日までの間に、認定復興推進計画に定められた復興特区法第2条第3項第2号イに掲げる事業の用に供する施設又は設備（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第10条の2第1項の表の第1号、第10条の5第1項、第17条の2第1項の表の第1号、第17条の5第1項、第25条の2第1項の表の第1号、第25条の5第1項の規定の適用を受ける施設又は設備。以下この条において「対象施設等」という。）を新設又は増設（取替又は更新を除く。）した者（復興特区法第37条第1項又は第39条第1項に規定する指定事業者であって、増設の場合は固定資産投資前の常用雇用者が維持されている場合に限る。）について、当該対象施設等の用に供する家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（認定復興推進計画の認定の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、当該家屋の建設に着手する前1年</p>	<p>（認定復興推進計画に定められた事業に係る固定資産税の課税免除）</p> <p>第4条 復興産業集積区域において、認定復興推進計画の認定の日から令和3年3月31日までの間に、認定復興推進計画に定められた復興特区法第2条第3項第2号イに掲げる事業の用に供する施設又は設備（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第10条の2第1項の表の第1号、第10条の5第1項、第17条の2第1項の表の第1号、第17条の5第1項、第25条の2第1項の表の第1号、第25条の5第1項の規定の適用を受ける施設又は設備。以下この条において「対象施設等」という。）を新設又は増設（取替又は更新を除く。）した者（復興特区法第37条第1項又は第39条第1項に規定する指定事業者であって、増設の場合は固定資産投資前の常用雇用者が維持されている場合に限る。）について、当該対象施設等の用に供する家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（認定復興推進計画の認定の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、当該家屋の建設に着手する前1年</p>

以内に取得したものに限る。) に対して課する固定資産税を免除する。

2 [略]

(地域再生計画に定められた事業に係る固定資産税の課税免除等)

第5条 地方活力向上地域において、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定の日から平成32年3月31日までの間に地域再生計画に定められた地域再生法第5条第4項第5号に定める特定業務施設を整備する者に対し、当該特定業務施設の用に供する家屋、償却資産及び土地(地域再生計画の公示日以後に取得したものに限り、かつ、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。) に対して課する固定資産税について、同法第17条の2第1項第1号に掲げる事業に係るものは免除に、同法第17条の2第1項第2号に掲げる事業に係るものは、北上市市税条例(平成3年北上市条例第62号)の規定にかかわらず、同条例第66条に規定する税率に次の表の左欄に掲げる年度の区分に対応した同表の右欄に掲げる率を乗じて得た税率とする。

以内に取得したものに限る。) に対して課する固定資産税を免除する。

2 [略]

(地域再生計画に定められた事業に係る固定資産税の課税免除等)

第5条 地方活力向上地域において、令和4年3月31日までに地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者であって、認定の日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に地域再生計画に定められた地域再生法第5条第4項第5号に定める特定業務施設を整備する者に対し、当該特定業務施設の用に供する家屋、償却資産及び土地(地域再生計画の公示日以後に取得したものに限り、かつ、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。) に対して課する固定資産税について、同法第17条の2第1項第1号に掲げる事業に係るものは免除に、同法第17条の2第1項第2号に掲げる事業に係るものは、北上市市税条例(平成3年北上市条例第62号)の規定にかかわらず、同条例第66条に規定する税率に次の表の左欄に掲げる年度の区分に対応した同表の右欄に掲げる率を乗じて得た税率とする。

[略]	[略]
2 [略]	2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北上市企業立地奨励条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

令和2年6月11日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

地域再生法の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除等の適用期限を延長するほか、所要の改正をしようとするものである。